

議案第 47 号

伊賀市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止
について

伊賀市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を次のとおり廃止
しようとする。

令和5年2月24日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条
例

伊賀市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成16年伊賀
市条例第88号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。